

Client Alert

30 July 2026

本アラートに関する
お問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



長橋 宏明
パートナー
03 6271 9533
hiroaki.nagahashi@bakermckenzie.com



篠浦 雅幸
シニア・アソシエイト
03 6271 9529
masayuki.shinoura@bakermckenzie.com

オーストラリアにおける義務的企業結合届出の導入とその運用状況

はじめに

オーストラリアの2010年連邦競争消費者法（Competition and Consumer Act 2010）（以下、「オーストラリア競争法」）は、「オーストラリア市場における競争を実質的に減殺する、又はそのおそれのある株式や資産の買収」を禁止している（同50条(1)及び(2)）。ところが、従前は、オーストラリア競争法上、企業結合の事前届出義務はなく、競争上の懸念があるM&Aについては、オーストラリア競争消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission）（以下、「ACCC」）に対して、事前に任意の通知を提出し、非公式承認を求めるのが実務であった。

これに対して、2024年11月28日、オーストラリア連邦議会は、オーストラリア競争法を改正する法案を可決し、一定の基準を満たすM&Aの当事者は、ACCCに事前届出を提出することを義務化した。当該改正法は、2026年1月1日から施行され、既に約6か月間運用実績を積み重ねたところだ。また、同年4月24日付けで公表されたFrequently Asked Questionsも、同6月22日付けでアップデートされ、オーストラリアに関わるM&Aの当事者に重要な論点を提起したところだ。本アラートでは、オーストラリアに関連性のあるM&Aを検討する上で、重要なポイントを簡潔に解説する。

義務的届出基準

そもそも、ACCCに対する事前届出基準は、オーストラリア競争法により、オーストラリア連邦財務大臣に委任されており、競争消費者法（取得届出）決定2025（Competition and Consumer (Notification of Acquisitions) Determination 2025）において以下のように定義されている。

大規模事業が創出される買収（Acquisitions resulting in large or larger corporate groups）

- ・ 買収が株式又は資産の取得であること¹
- ・ 当該株式又は資産がオーストラリアと関連していること
- ・ 買収者グループ及びターゲットグループのオーストラリア国内売上高が合計2億豪ドル以上であること かつ
- ・ 上記取得にかかる契約締結日において、以下のいずれかを満たすこと
 - ターゲットグループのオーストラリア国内売上高が5,000万豪ドル以上であること

¹ 取得対象となる資産が、事業の全部又は実質的な全部を構成しない資産の場合には、別の閾値が適用される。

- 
- 取得対象となる全ての株式又は資産の市場価値の合計、又は取得対価のいずれか大きい方の金額が 2 億 5,000 万豪ドル以上であること

超大型企業による買収 (Acquisitions by very large corporate groups)

- 買収が株式又は資産の取得であること²
- 当該株式又は資産がオーストラリアと関連していること
- 買収者グループのオーストラリア国内売上高が 5 億豪ドル以上であること かつ
- ターゲットグループのオーストラリア国内売上高が 1,000 万豪ドル以上であること

連続的買収 (creeping and serial acquisitions)

- 買収が株式又は資産の取得であること
- 当該株式又は資産がオーストラリアと関連していること かつ
- 以下のいずれかを満たすこと
 - 当事会社のオーストラリア国内売上高が合計 2 億豪ドル以上であり、かつ、買収者グループが過去 3 年間に行った、同一又は代替可能な商品又はサービス（過去と現在の取得対象が、直接的又は間接的に、同一、代替可能又は競合関係にある商品又はサービスに関連している場合）に関する株式又は資産の取得に係るオーストラリア国内売上高の累計が 5,000 万豪ドル以上であること
 - 買収者グループのオーストラリア国内売上高が 5 億豪ドル以上であり、かつ、買収者グループが過去 3 年間に行った、同一又は代替可能な商品又はサービスに関する取得に係るオーストラリア国内売上高の累計が 1,000 万豪ドル以上であること

ACCC に対する申請件数

義務的事前届出制度導入前、ACCC が検討した企業結合の件数は、非公式の事前審査件数で年間約 300 件程度とされ、公表審査は年間 20 件程度であった³。これに対して、ACCC が 2026 年 7 月 24 日に公表した公式統計（以下、「**ACCC 公式統計**」）によれば、義務的事前届出制度が導入された 2026 年 1 月 1 日以降、同年 6 月 30 日までに行われた事前届出は 145 件、届出免除申請（notification waiver application）は 286 件で、届出免除申請を併せた総申請件数は、従前と比較すると大幅増加となっている。上記記載のとおり、競争消費者法（取得届出）決定 2025 では、事前届出基準の閾値が低めに設定され、結果として、多くの M&A が、届出基準を満たす結果となったためと思われる。また、義務的事前届出制度の導入と併せて、ガンジャンピング違反を処罰する明文規定が導入されたこと、罰則が高額に設定されたことも多数の届出を促した要因と思われる。なお、ガンジャンピングに対する罰則は、2026 年 3 月 28 日から施行されている改正により、最大、1 億豪ド

² 同上。

³ ACCC, Annual Report 2023-2024 (Oct. 2024)等を参照。



ル、利益の3倍、又は当該利益の額を算定できない場合には違反売上高算定期間（最低12か月）における当該法人の調整後売上高の30%のうち、いずれか高額なものと設定されている。加えて、当該取得は当初から無効であったものとみなされる。

なお、義務的事前届出制度の下、当事者は、詳細な届出様式の提出が求められる。通常の届出については簡易様式（ショートフォーム）と詳細様式（ロングフォーム）が用意されており、さらに届出免除申請用の別様式も存在する。届出免除申請であっても情報提供は決して軽微ではなく、不適切な結果によるリスクや遅延を回避するためには慎重な対応が求められる。とりわけ通常の事前届出においては、届出前の事前相談を実施するのが実務であり、その過程では、ACCCからの情報提供要請も頻繁に行われている。また、義務的事前届出制度では、相当額の申請手数料が課されており、届出免除申請の場合で8,300豪ドル、標準的なフェーズ1審査の場合で56,800豪ドルに及ぶ。フェーズ2に移行した場合には、取引価額に応じて47万5,000豪ドルから159万5,000豪ドルの追加手数料を要する。事務処理及びコスト、いずれの面でも、相応な負担増となっている点には、改めて留意を要しよう。

審査期間

改正法では、ACCCが、30営業日以内に、フェーズ1の判断を完了することを義務付けている。

もっとも、過度な官僚的手続を回避する観点から、当局は案件の80%について20営業日以内に結論を出す（早期のフェーズ1決定又は届出免除決定による処理）ことを確約している。

改正法の実際の運用を前提とする限り、ACCCは当該確約を順守している。手続にかかる時間軸に予見可能性があることは、M&Aの当事者にとって朗報といえそうだ。すなわち、ACCC公式統計によれば、決定の92%が20営業日以内に行われ、フェーズ1の平均審査期間は19営業日、届出免除申請は12営業日であった⁴。また、ACCCは大多数の取引をフェーズ1において無条件で承認している。

他方、義務的事前届出制度導入後において、フェーズ2における条件付き承認及び不承認も各1件確認されている。このような運用状況は、旧制度下でのACCCの近年の執行状況の延長と見ることも可能だ。従前、ACCCは、企業結合審査の局面で積極的にオーストラリア競争法を執行し、結果、2025年には合計で3件のM&Aに対して禁止命令を発令し、2件について取引を断念させている。今後も、このような積極的な執行傾向を維持するのか、改正法の運用状況は引き続き注目に値するところだ。

届出免除申請に対する審査

義務的届出の金額基準を満たす場合でも、支配の取得を伴わない一定の株式取得やChapter 6企業の株式取得で取得後の議決権比率が20%以下にとどまるものの、一定の土地取引等、所定の要件を満たす取引については届出義務の適用除外となる。これとは別に、本来届出対象となり得る取引についても、ACCCに届出免除申請を行い、これが認められれば正式届出を行う必要がなくなる。ACCC公式統計によれば、2026年1月1日から6月30日の間に受理した約248件の届出免除申請のうち、14件を却下している。これらの案件の少なくとも一部につ

⁴ ただし、義務的事前届出制度導入前である2025年7月1日から2025年12月31日の期間も含む数字である。



いては、提出された情報に基づいて競争状況に関する最終的な判断に至ることができなかったためであり、実質的な競争上の懸念が認定されたわけではないというのが ACCC による説明だ。しかし、手続的には、届出免除申請が却下されると、正式に事前届出を提出する必要がある、それにより、新たな審査期間が開始し、ACCC から承認を得られるまで、クロージングを迎えることができないことから、M&A の時間軸には、顕著に影響することになる。ACCC が、届出免除申請について、一部の案件で慎重な判断をしている現状に照らすと、その適格性については、事前に、慎重に検討する必要があるとともに、届出免除申請における事前相談の活用も積極的に検討すべきであると言える。

なお、前述の通り、2026 年 6 月 22 日付けで、Frequently Asked Questions がアップデートされ、PE ファンドについて、申請書式所定の情報以上の広範な情報開示を求めることが明らかにされている点にも留意を要しよう。これには、同一又は類似市場で事業を行う支配下ポートフォリオ企業（厳密な意味での「関連事業体（connected entity）」に限らない）をファンド戦略を横断的に特定すること、「関連事業体」に該当しないとする判断の根拠を示すこと、さらに買収後の意思決定に影響力を行使し得る、買収者側の PE 投資家に関する情報の提供が含まれるとされる。「関連事業体」からの除外にあたっては、単なる断定的な説明では不十分であり、オーストラリア会社法上の支配関係についての評価を含む根拠を示すことが期待されるとされている。他方、PE ファンドの構造には、信託、パートナーシップ、運営会社等、支配関係の評価が必ずしも容易ではない場合もあると思われる、このような場合に、ACCC に対して、どこまで何を開示していくのか、難しい実務的な判断を求められることとなると思われる。